

石岡市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項、第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）及び石岡市財務規則（平成17年石岡市規則第56号）第124条の規定により実施する低入札価格調査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を設定する建設工事は、競争入札で行う1件の請負に付する額が1億円以上又は総合評価落札方式を適用する建設工事を対象とする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 調査基準価格を下回る額で入札した者を、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又は当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であるかどうかについて判断するために行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（1万円未満切捨て）をいう。
- (3) 低入札価格調査基本価格 調査基準価格の算出の基礎となるものをいう。
- (4) 無作為（ランダム）係数 無作為（ランダム）に算出される1.0000から1.0099までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。
- (5) 失格基準価格 失格基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（1万円未満切捨て）をいい、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。
- (6) 失格基本価格 失格基準価格の算出の基礎となるものをいう。
- (7) 第1順位者 総合評価落札方式によらない入札においては最低価格入札者（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者）をいい、総合評価落札方式によ

る入札においては、総合評価点の最も高い者をいう。

(8) くじ番号 1 から10までの数字をいう。

(低入札価格調査基本価格)

第4条 低入札価格調査基本価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった額の合計額（1万円未満切捨て）とする。ただし、低入札価格調査基本価格の額が予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事等

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建築工事（電気設備工事，機械設備工事，外構工事を含む。）

ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額

(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(失格基本価格)

第5条 失格基本価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出

の基礎となった額の合計額（1万円未満切捨て）とする。

(1) 土木工事等

- ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。）

- ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の9を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- ウ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の3を乗じて得た額

(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

- ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）に10分の9を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- ウ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の3を乗じて得た額

（入札参加者への周知）

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告に次の各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 低入札価格調査基本価格及び調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基本価格及び失格基準価格の設定があること又はないこと。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価落札方式の場合は総合評価点の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

- (6) 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。
- (7) 失格基準価格を下回る価格もって入札を行った者は、失格となること。
- (8) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、石岡市財務規則第145条に規定する契約保証金について、請負代金又は契約金額の100分の10以上から100分の30以上に、石岡市工事請負契約約款第4条第2項で規定する契約保証金について、請負代金額の10分の1以上から10分の3以上に引き上げること。
- (9) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、石岡市工事請負契約約款第10条第5項の現場代理人、監理技術者及び専門技術者はそれぞれ相互にこれがかねることできないこと。

(無作為(ランダム)係数の決定)

第7条 開札執行者は、開札開始前に、立会いのため来場した入札者の代表者(入札者の立会いがない場合は、入札事務に関係のない職員)にくじを引かせ、別表(ランダム係数表)に基づき無作為(ランダム)係数を決定するものとする。

2 前項の規定により、決定した無作為(ランダム)係数は、当該開札日に低入札価格調査価格を設定する全ての案件に適用する。

3 開札執行者は、書面に第1項の規定により決定した無作為(ランダム)係数を記載し、同項に規定するくじ引きを行った者に対して、内容の確認及び署名を求めるものとする。

4 第1項の規定により決定した無作為(ランダム)係数は、入札会場に開札終了まで掲示するものとする。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札者に対し、調査基準価格を下回ったため保留することを宣言し、施行令の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

2 入札執行者は、石岡市財務規則第132条の規定による入札書取書に「調査基準価格を下回ったため保留」と記入する。

(委員会)

第9条 低入札価格調査を適正に処理するため、石岡市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、副市長、総務部長、財務部長、生活環境部長、保健福祉部長、産業

戦略部長，都市建設部長及び教育部長をもって組織する。

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長には副市長，副委員長には総務部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員会は，必要に応じて工事主管課長，設計担当者等の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 7 委員会の庶務は，総務部契約検査課において処理する。

(低入札価格調査の実施)

第10条 入札執行者は，第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は，低入札価格に係る調査通知書（様式第1号）により通知し，次の各号に定める書類の提出を求めるとともに，事情聴取その他必要な調査を行うものとする。

- (1) 低入札価格調査票（様式第2号）
- (2) 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第3号）
- (3) 手持工事の状況（様式第4号）
- (4) 契約対象工事場所と入札者の事業所及び倉庫との位置関係（様式第5号）
- (5) 手持資材の状況（様式第6号）
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式第7号）
- (7) 手持機械数の状況（様式第8号）
- (8) 労務者の具体的供給見通し（様式第9号）
- (9) 過去に施工した公共工事等の実績（様式第10号）
- (10) 建設副産物の搬出予定の状況（様式第11号）
- (11) 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第12号）
- (12) 経営状況及び信用状況等を確認できる書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 入札執行者は，前項の調査終了後，低入札価格調査結果（様式第13号）に低入札価格調査用工事費内訳書（様式第3号）を添えて委員会に提出するものとする。

(委員会の審議)

第11条 前条第2項の提出があったときは，委員会は，第1順位者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれについて審議し，当該第1順位者

と契約することの適否を決定し、市長に報告するものとする。

(落札者等の決定)

第12条 市長は、前条の規定により委員会が第1順位者との契約が適当であると決定したときは、第1順位者に対し、落札者等とした旨を通知するとともに、入札結果を公表するものとする。

2 市長は、前条の規定により委員会が第1順位者との契約を不適當であると決定したときは、第1順位者に入札結果の通知を行う。また、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、入札価格に係る再調査通知書(様式第14号)により通知し、前2条の規定による調査を行う。

3 前項の規定にかかわらず、履行期間、時間的な制約等特別な事由がある場合は、調査基準価格を下回る全員に対して、低入札価格調査を同時に行うことができる。

4 第2項により落札者を決定した場合は、第1項の規定に準じて入札結果を通知及び公表するものとする。

(調査結果の公表)

第13条 入札執行者は、落札者が決定したときは、速やかに、入札書取書に、低入札価格調査の結果を、「落札」若しくは「失格」と記入する。

2 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに「低入札価格調査結果」(様式第15号)を作成し、公表するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この告示は、令和4年5月16日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この告示は、令和4年7月11日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札から適用する。

別表（第7条関係）

無作為（ランダム）係数表

		くじ番号2回目									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
くじ 番号 1 回目	1	1.0000	1.0001	1.0002	1.0003	1.0004	1.0005	1.0006	1.0007	1.0008	1.0009
	2	1.0010	1.0011	1.0012	1.0013	1.0014	1.0015	1.0016	1.0017	1.0018	1.0019
	3	1.0020	1.0021	1.0022	1.0023	1.0024	1.0025	1.0026	1.0027	1.0028	1.0029
	4	1.0030	1.0031	1.0032	1.0033	1.0034	1.0035	1.0036	1.0037	1.0038	1.0039
	5	1.0040	1.0041	1.0042	1.0043	1.0044	1.0045	1.0046	1.0047	1.0048	1.0049
	6	1.0050	1.0051	1.0052	1.0053	1.0054	1.0055	1.0056	1.0057	1.0058	1.0059
	7	1.0060	1.0061	1.0062	1.0063	1.0064	1.0065	1.0066	1.0067	1.0068	1.0069
	8	1.0070	1.0071	1.0072	1.0073	1.0074	1.0075	1.0076	1.0077	1.0078	1.0079
	9	1.0080	1.0081	1.0082	1.0083	1.0084	1.0085	1.0086	1.0087	1.0088	1.0089
	10	1.0090	1.0091	1.0092	1.0093	1.0094	1.0095	1.0096	1.0097	1.0098	1.0099

様

石岡市長

印

低入札価格に係る調査通知書

年 月 日に入札を執行し開札を行った結果、落札の決定を保留していた工事について、貴社が入札した入札価格が低価格入札となったため、下記の調査項目について、各調査票に必要な事項を記入の上、年 月 日までに 課まで提出してください。

なお、提出期限までに提出がない場合は、失格とみなします。

記

1 調査項目

- (1) 低入札価格調査票（様式第2号）
- (2) 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第3号）
- (3) 手持工事の状況（様式第4号）
- (4) 契約対象工事場所と入札者の事業所及び倉庫との位置関係（様式第5号）
- (5) 手持資材の状況（様式第6号）
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式第7号）
- (7) 手持機械数の状況（様式第8号）
- (8) 労務者の具体的供給見通し（様式第9号）
- (9) 過去に施工した公共工事等の実績（様式第10号）
- (10) 建設副産物の搬出予定の状況（様式第11号）
- (11) 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第12号）
- (12) 経営状況（最新の営業報告書等の写しを提出してください。）
- (13) その他上記以外の理由により、市場価格より低い価格で当該工事が施工できる理由があれば、その理由を回答してください。

2 事情聴取（ヒアリング）

低入札価格調査票

年 月 日

石岡市長 宛

入札者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事名			
工事場所		入札価格	円
その価格で入札した理由			

- (1) 当該価格により入札した理由について、わかりやすく記入してください。特に、工事の品質、下請契約、労務者確保の計画、安全対策等の適正確保の計画については、必ず記入してください。
- (2) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各費目別に、入札した価格で施工可能な理由を具体的に記入してください。

様式第5号（第10条関係）

契約対象工事場所と入札者の事業所及び倉庫との位置関係
（地理的条件）

○事業所 所在地：
 工事場所までの距離：
 工事場所までの所要時間：

※位置図等

○倉庫 所在地：
 工事場所までの距離：
 工事場所までの所要時間：

※位置図等

様式第13号（第10条関係）

低入札価格調査結果（その1）

工 事 名	
工 事 場 所	
予 定 価 格	円
調 査 基 準 価 格	円（対工事価格 %）
入 札 価 格	円
調 査 対 象 業 者 名	
調 査 に 応 じ た 者 の 職 氏 名	
調 査 を 実 施 し た 者 の 職 氏 名	
工 事 概 要	
(調査結果)	

低入札価格調査結果（その2）

（単位：円）

区 分	設 計 金 額 (A)	入 札 金 額 (B)	差 額 (B) - (A)	(B) / (A) %	主 な 理 由
直接工事費					
共通仮設費計					
現場管理費					
一般管理費					
工事価格					

※ 直接工事費の内訳は種別ごとに記入する。

様

石岡市長

印

低価格入札に係る再調査通知書

年 月 日に入札を執行し開札を行った結果、落札の決定を保留していた
工事について、 を落札者としなことに決定し、
の入札価格 円について、調査することになったので通知します。つきま
しては、下記の調査項目について、各調査票に必要な事項を記入の上、年 月 日
までに 課まで提出してください。

なお、提出期限までに提出がない場合は、失格とみなします。

記

1 調査項目

- (1) 低入札価格調査票（様式第2号）
- (2) 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第3号）
- (3) 手持工事の状況（様式第4号）
- (4) 契約対象工事場所と入札者の事業所及び倉庫との位置関係（様式第5号）
- (5) 手持資材の状況（様式第6号）
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式第7号）
- (7) 手持機械数の状況（様式第8号）
- (8) 労務者の具体的供給見通し（様式第9号）
- (9) 過去に施工した公共工事等の実績（様式第10号）
- (10) 建設副産物の搬出予定の状況（様式第11号）
- (11) 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第12号）
- (12) 経営状況（最新の営業報告書等の写しを提出してください。）
- (13) その他上記以外の理由により、市場価格より低い価格で当該工事が施工できる理
由があれば、その理由を回答してください。

2 事情聴取（ヒアリング）

低入札価格調査結果

1	工事の名称	
2	場 所	
3	入 札 日	
4	最低価格入札者等	
5	入 札 価 格	
6	予 定 価 格	
7	調 査 基 準 価 格	
<p>(調査結果)</p>		